

販路開拓を目指す皆様へ

第17回小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ・インボイス導入等の制度変更に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。本補助金事業は、自ら策定した持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

■対象者 商工会地域の小規模事業者

■補助率・補助上限額

類型	通常枠	インボイス枠	賃上げ枠	創業枠
補助率	2/3	2/3	2/3 ※赤字事業者は 3/4	2/3
補助上限	50 万円	100 万円	200 万円	200 万円

■特例枠

（通常枠）上記金額に、インボイス特例対象事業者は 50 万円の上乗せ、賃金引上げ特例対象事業者は 150 万円の上乗せ、両特例対象事業者は 200 万円の上乗せ

※賃金引上げ特例のうち赤字事業者は 3/4

（創業枠）上記金額に、インボイス特例対象事業者は 50 万円の上乗せ

■特別枠申請要件

賃金引上げ特例：賃金を地域別最低賃金より+50 円以上とした事業者

インボイス特例：2021 年 9 月 30 日から 2023 年 9 月 30 日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者及び 2023 年 10 月 1 日以降に創業した事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者であること。

■対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等含む）、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

■申請受付期間：開始 令和7年5月1日(木) 締切 令和7年6月13日(金)17:00
※事業支援計画書（様式4）発行の受付締切：令和7年6月3日（火）

■申請方法：申請は、電子申請システムでのみ受け付けます。郵送での申請は一切受け付けません。
電子申請についてはGビズ ID プライムのアカウントを取得する必要がありますので、申請を考えられている方は、早めの相談をお願いいたします。
※作成の代行はいたしませんのでご了承ください。

中小・小規模事業者向け経営個別相談会のご案内

市川町商工会では会員事業者を対象に、エネルギー価格・物価の高騰、賃上げ・最低賃金引き上げ、インボイス制度への対応といった事業環境変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者からの経営相談や各種申請サポート対応等を行うため、専門家（中小企業診断士、社会保険労務士 等）による個別相談会を実施いたします。相談は無料です。ぜひこの機会にご相談ください。

開 催 日：令和7年4月～令和8年1月末まで《毎月4日程度》

※開催日についてはお問い合わせください。

対応時間：10 時～12 時、13 時～15 時 ※1 回につき 2 時間まで

お 申 込：事前予約制

専 門 家：荒木慎吾氏（中小企業診断士）、藤尾政明氏（中小企業診断士）

小野暁子氏（社会保険労務士）

※相談内容によっては、他の専門家での対応も可能です。

※「7nom」を使用したリポート相談にも対応しています。

令和7年度雇用保険料率のご案内

令和7年4月1日から、労働者負担・事業主負担の雇用保険料率が変更になっています。
給与計算の際には料率が変わっているかどうか再度確認をお願いいたします。

事業の種類 負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	<u>5.5/1,000</u>	<u>9/1,000</u>	<u>5.5/1,000</u>	<u>3.5/1,000</u>	<u>14.5/1,000</u>
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	<u>6.5/1,000</u>	<u>10/1,000</u>	<u>6.5/1,000</u>	<u>3.5/1,000</u>	<u>16.5/1,000</u>
(令和6年)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	<u>6.5/1,000</u>	<u>11/1,000</u>	<u>6.5/1,000</u>	<u>4.5/1,000</u>	<u>17.5/1,000</u>
(令和6年)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月から令和7年3月の雇用保険料率)

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

保険料率変更のお知らせ

令和7年3月分(4月納付分)からの保険料率が変更になっています。

兵庫支部の健康保険料率は変更となります

令和7年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の	令和7年3月分(4月納付分)から給与・賞与の
10.18%	10.16%

介護保険料率も変更となります

令和7年2月分(3月納付分)までの給与・賞与の	令和7年3月分(4月納入分)から給与・賞与の
1.60%	1.59%

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和4年分の保険料率から変更となります。

<職員異動のお知らせ>

転出

令和7年3月31日付 課長 稲川 祐一

転入

令和7年4月1日付 課長 山本 悟

<各種お問合せ>

〒679-2315 神崎郡市川町西川辺 163-1
TEL: 0790-26-0099 FAX: 0790-26-0674

【事務局長】中井
【総務課】山本悟・藤原
【経営支援課】長谷川・坪田・山本昌代

103 万円の壁は 123 万円から 160 万円に引き上げへ！

令和 7 年 3 月 4 日に衆議院本会議で可決された税制改正関連法案により、所得税の課税最低限が「103 万円」から最終的に「**160 万円**」に引き上げられることになりました。これは、所得税が発生し始める年収の基準が変わるという意味です。

これまでは給与所得控除 55 万円と基礎控除 48 万円を合計した 103 万円を超えると所得税の対象となっていました。今回の見直しにより、給与所得控除が 65 万円、基礎控除が 95 万円（年収 200 万円以下の場合）に引き上げられたことで、160 万円まで非課税となる層が広がりました。

160 万円の壁のポイントは、「年収に応じて基礎控除の非課税枠が引き上げられる」点です。基礎控除は原則の控除額を 58 万円としつつ、年収ごとに基礎控除の上乗せ額が設定され、年収が低い人ほど控除額が大きくなります。

※上乗せは、年収 200 万円以下の場合は恒久的ですが、200 万円を超える場合は 2 年間の限定措置となっています。

給与所得控除

給与や賞与の収入額に応じて決まり、令和 7 年分からは最低保証額が 55 万円から **65 万円**に引き上げられます。

改正前		改正後	
収入額	給与所得控除額	収入額	給与所得控除額
165.2 万円以下	55 万円	190 万円以下	65 万円
180 万円以下	収入×40%-10 万円	360 万円以下	収入×30%+ 8 万円
360 万円以下	収入×30%+8 万円	660 万円以下	収入×20%+ 44 万円
660 万円以下	収入×20%+44 万円	850 万円以下	収入×10%+110 万円
850 万円以下	収入×10%+110 万円	850 万円超	195 万円
850 万円超	195 万円		

基礎控除

合計所得金額に応じて決まり、令和 7 年分からは合計所得金額 2,350 万円以下の場合に基礎控除額が **48 万円**から **58 万円**に引き上げられ、低所得者と中所得者については控除額がさらに上乗せされます。

改正前		改正後	
合計所得金額	基礎控除額	合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	48 万円	132 万円以下	95 万円×58 万円+37 万円
2,450 万円以下	32 万円	336 万円以下	88 万円×58 万円+30 万円
2,500 万円以下	16 万円	489 万円以下	68 万円×58 万円+10 万円
2,500 万円超	0 円	665 万円以下	63 万円×58 万円+ 5 万円
		2,350 万円以下	58 万円
		2,400 万円以下	48 万円
		2,450 万円以下	32 万円
		2,500 万円以下	16 万円
		2,500 万円超	0 円

所得税の負担が軽減される一方、住民税と社会保険における年収の壁は従来通りです。

住民税

平等に均等の額を負担する「均等割」と前年中の所得金額に応じて負担する「所得割」から構成されており、自治体によって課税対象基準となる収入の額は若干異なりますが、一般的には年収が 100 万円を超えると個人住民税が課税されます。今回の見直しにより給与所得控除額が 65 万円に引き上げとなったことで、住民税の課税所得を計算する際の給与所得控除額も 10 万円上がり、課税最低額は 110 万円となります。

社会保険

年収が 106 万円を超えると、一定の条件を満たした場合には、自らの勤務先で社会保険への加入が義務となります。また、106 万円の壁に該当しなかった人でも、130 万円を超えた場合は、自らの勤務先の社会保険に入るか、自身で国民健康保険や国民年金に加入する必要があります。

◎育児・介護休業法 改正ポイントのご案内（令和 7 年 4 月 1 日から段階的に施行）

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の充実や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正が行われます。

【令和 7 年 4 月 1 日から施行】

改正事項	改正前	改正後
子どもの看護休暇の見直し	・子どもが小学校に入学するまで ・取得事由は「病気・けが」、「予防接種・健康診断」 ・労使協定による継続雇用期間 6 か月未満の労働者は対象外	・子どもが小学校 3 年生を終了するまで ・取得事由に「感染症に伴う学級閉鎖等」、「入園（入学）式、卒園式」を追加 ・雇用期間 6 か月未満の労働者は対象外の条件を撤廃
所定外労働の制限の対象拡大（残業免除）	子どもが 3 歳に達するまで	子どもが小学校に入学するまで
育児のためのテレワーク導入	—	努力義務化
介護休暇を取得できる労働者の要件緩和	労使協定による継続雇用期間 6 か月未満の労働者は対象外	雇用期間 6 か月未満の労働者は対象外の条件を撤廃
介護離職防止のための雇用環境整備・個別の周知・意向確認等の措置	努力義務化	義務化
介護のためのテレワーク導入	—	努力義務化

【令和 7 年 10 月 1 日から施行】

改正事項	改正前	改正後
育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等	—	・ 3 歳から小学校就学前の子どもを養育する労働者に関して柔軟な働き方を実現するための措置（事業主の義務） ※事業主が講ずる措置として ① 始業時刻等の変更 ② テレワーク等（10 日以上/月） ③ 保育一説の設置運営等 ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇 ⑤ 短時間勤務制度 <u>5 つの中から 2 項目以上の制度を選択</u>して講ずる必要があります。 ※②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります
仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮	—	妊娠・出産の申出時や子どもが 3 歳になる前の、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

【育児・介護休業法に関する相談窓口】

兵庫労働局 指導課 相談窓口（[TEL:078-367-0820](tel:078-367-0820)）
 受付時間 8：30～17：15（土日・祝日・年末年始を除く）



詳細はこちらをチェック

